		25≦θの場合	15
	60＜Fc≦80の場合	15≦θ＜25の場合	12
		θ＜15の場合	9
早強ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	5≦θの場合	3
		θ＜5の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	10≦θの場合	3
		θ＜10の場合	6
	36＜Fc≦60の場合	—	3
	60＜Fc≦80の場合	—	6
低熱ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	15≦θの場合	3
		θ＜15の場合	6
	36＜Fc≦60の場合	5≦θの場合	0
		θ＜5の場合	3
	60＜Fc≦80の場合	—	3
高炉セメントB種	Fc≦36の場合	25≦θの場合	6
		15≦θ＜25の場合	3
		θ＜15の場合	6
フライアッシュセメントB種	Fc≦36の場合	25≦θの場合	6
		10≦θ＜25の場合	3
		θ＜10の場合	6

この表において、Fc及びθは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fc　設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

θ　養生期間中の平均気温（単位　摂氏度）

第二第一号及び第二号中「一九九九」を「二〇一二」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十六条第二項の規定に基づき、型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定める件（昭和四十六年一月二十九日建設省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第一に次のただし書を加える。

ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

第一第一号中「又は」の下に「次のイ若しくはロに掲げる方法により求めた」を加え、同号に次のように加える。

イ　日本工業規格A一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）―二〇一二によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ　次の式によつて計算すること。

$$f_{c_{te}}=exp\left\{s\left[1-\left(\frac{28}{(te-0.5)/t_0}\right)^{1/2}\right]\right\}\cdot f_{c_{28}}$$

この式において、$f_{c_{te}}$、s、te、t_0及び$f_{c_{28}}$はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$f_{c_{te}}$　コンクリートの圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

s　セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

セメントの種類	数値
普通ポルトランドセメント	○・三一
早強ポルトランドセメント	○・二一
中庸熱ポルトランドセメント	○・六○
低熱ポルトランドセメント	一・○六
高炉セメントB種及び高炉セメントC種	○・五四
フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種	○・五八

te　次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢（単位　日）

$$te=\frac{1}{24}\sum\Delta t_i\cdot exp\left[13.65-\frac{4000}{273+T_i/T_0}\right]$$

この式において、Δt_i、T_i及びT_0はそれぞれ次の数値を表すものとする。

Δt_i　（i－1）回目のコンクリートの温度の測定（以下単に「測定」という。）からi回目の測定までの期間（単位　時間）

T_i　i回目の測定により得られたコンクリートの温度（単位　摂氏度）

T_0　一（単位　摂氏度）

t_0　一（単位　日）

$f_{c_{28}}$　日本工業規格A五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四に規定する呼び強度の強度値（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値）（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

第一第二号ただし書中「ただし、」の下に「次のイ又はロに掲げる方法により求めた」を加え、「、圧縮強度試験の結果」を削り、「別表(は)欄」を「同表(は)欄」に、「一平方センチメートルにつき百二十キログラム」を「一平方ミリメートルにつき十二ニュートン」に、「九十キログラム」を「九ニュートン」に改め、同号に次のように加える。

イ　前号イに掲げる方法によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ　日本工業規格A一一〇七（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）―二〇一二の圧縮強度試験によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体である場合に限る。）。

別表せき板の項中

普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	五	八

を

普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	五	八
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	五	七	一〇
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC種	六	八	一二

に、

高炉セメントB種及びシリカセメントB種	八	一二	一八
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントC種	八	一二	一八
低熱ポルトランドセメント	一〇	一五	二一

を

高炉セメントB種、セメントB種、カセメントB種	八	一二	一八
	一〇	一五	二一

に改め、同項(は)欄中「一平方センチメートルにつき五〇キログラム」を「一平方ミリメートルにつき五ニュートン」に改め、同表支柱の項中

高炉セメントB種及びシリカセメントB種	二八	二八	二八

を

中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントB種及びシリカセメントC種	二八	二八	二八

を

ポルトランドセメントC種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントC種	二八	二八	二八

に、

早強ポルトランドセメント	二八	二八	二八
普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	二八	二八	二八
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	二八	二八	二八

を

普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント及びシリカセメント	二八	二八	二八

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十七日　関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
日立市金沢町二丁目一九八三番二から同市田尻町字岩井崎二〇九八番三まで	前	A　一〇・五〇～五四・五〇（メートル） B　二三・〇〇～一七一・六〇（メートル） 一〇・六一七（キロメートル） 四・七四〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・五〇～五四・五〇（メートル） B・C　二三・〇〇～一七一・六〇（メートル） 一〇・六一七（キロメートル） 五・〇一六（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十七日　関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大月市大月町真木字向田三二九番四から同市大月町真木字向田三三八番二まで	前	一〇・九二～二三・八七（メートル） 〇〇・一〇九（キロメートル）
	後	一一・三九～六一・四〇（メートル） 〇〇・一〇九（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十八号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日　近畿地方整備局長　山田　邦博